大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和３年９月24日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

東大阪市神田町151番１ほか

（仮称）東大阪市神田町計画

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和３年５月10日（令和３年大阪府告示第674号）

３　東大阪市の意見の概要

　(1)　来店車両が収容台数を上回る場合は、適切に対応を図ること。

(2)　駐車場出入口において、交通整理員を配置するなど歩行者等の安全確保に努めること及び周辺道路での迷惑駐車のないよう来店客に

周知すること。

(3)　東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく指定工場等の許可を受けること。

(4)　駐輪場の位置及び店舗入り口への動線について、来店客に周知し、安全に通行できるよう配慮すること。

(5)　来店車両に対する案内経路について、案内表示及びビラ等により周知すること。

(6)　東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づく、ごみ減量推進に係る事項を遵守すること。

(7)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

(8)　東大阪市屋外広告物条例、大阪府自然環境保全条例及び東大阪市景観計画に定める届出対象行為に該当する場合は、必要な手続を行う

こと。

(9)　青少年の非行防止に配慮すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和３年９月24日から同年10月25日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課